

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ユニケアの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために業務に当たった場合には、報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために業務に当たった場合には、報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 前2項の業務並びに報酬及び費用弁償額については、別表2のとおりとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合には、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人に必要不可欠な業務のために出張する場合には、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する理事及び評議員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成17年 4月 1日より適用する。

別表1

区 分	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬等	5,000円	職員の旅費規程に準じた交通費の実費額
評議員会出席報酬等	3,000円	職員の旅費規程に準じた交通費の実費額

別表2

区 分	業 務	報 酬	費用弁償
理事長	① 理事長専決規程に規定する専決事項に係る決裁等の業務 ② 経理規程に定める会計職員等の任命, 予算編成, 支出予算流用の承認, 予備費使用の承認, 寄附金品の受入承認, 月次試算表の確認, 資金借入の承認, 毎月末日の資金残高の確認, 有価証券の時価と帳簿価格の確認, 固定資産現在高報告の確認, 決算計算書類の点検, 監事監査の受検, 内部監査, 外部監査の実施, 契約の施行, 入札の立会いに係る決裁等の業務	半日 15,000 円 一日 25,000 円 累計額を毎月25日に支給する。	職員の旅費規程に準じた交通費の実費額
その他の理事 評議員	入札の立会い等の業務	半日 3,000 円 一日 6,000 円	職員の旅費規程に準じた交通費の実費額

別表3

区 分	報 酬	実費弁償費
監事監査指導報酬等	半日 5,000 円 一日 10,000 円	職員の旅費規程に準じた交通費の実費額

別表4

旅 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他
実 費	15,000 円	半日 10,000 円 一日 20,000 円	実 費